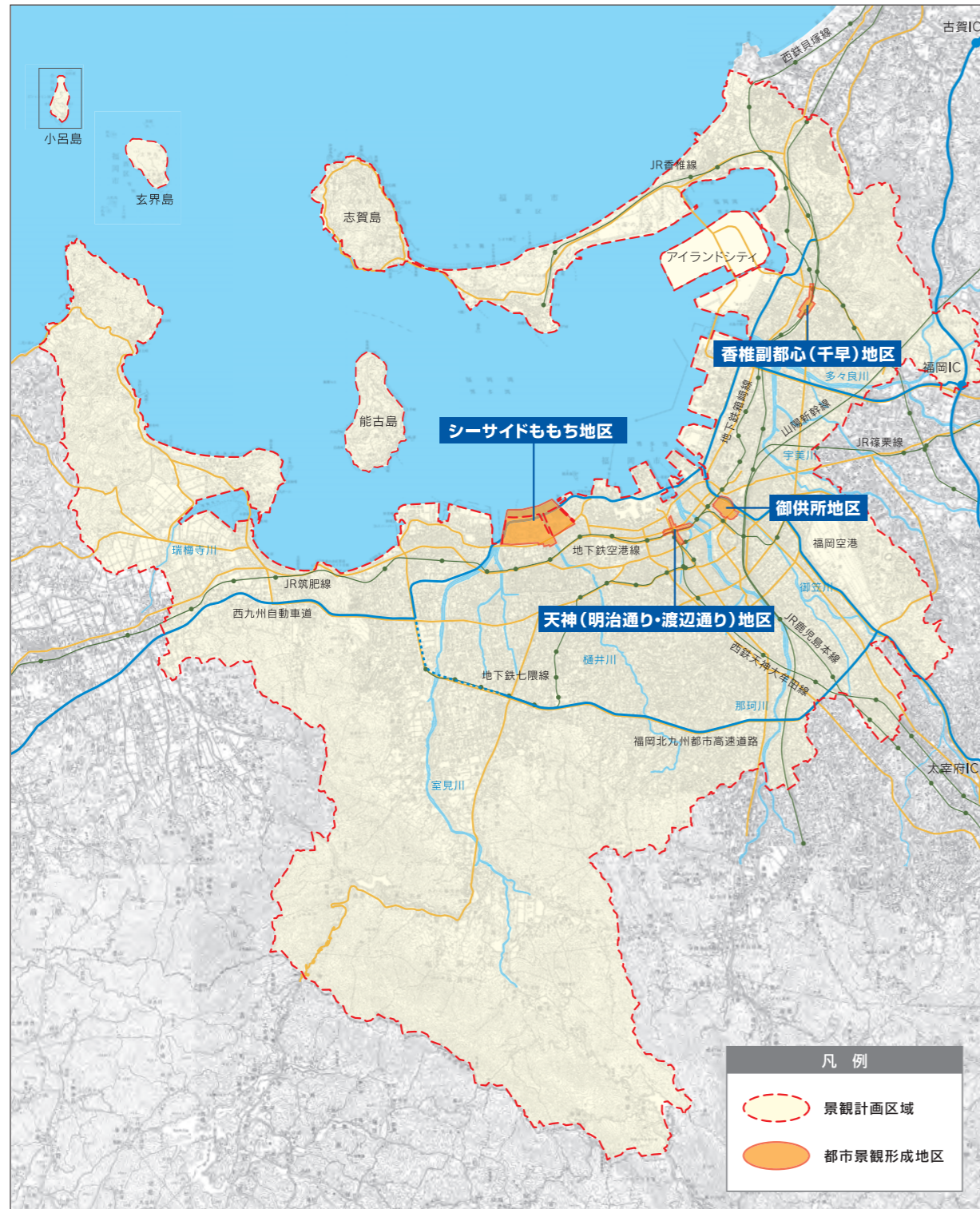


## 第1章 景観計画の区域

景観計画の対象区域は、市内全域とします。また、本市の景観形成上重要な地区で、積極的に良好な景観を保全整備する地区を都市景観形成地区として定めます。



## 第2章 良好な景観の形成に関する方針

### 福岡市の景観形成の理念・目標

昭和63年に策定した「都市景観形成基本計画」における景観形成の理念と目標像を基本とします。

#### <理念>

理念1 都市景観は、市民の共有財産である

理念2 市民参加による都市景観の形成

理念3 長期的な視点をもつ

理念4 地域性、個性を活かす

#### <目標>

#### 顔のあるまち

九州・アジア新時代の  
交流拠点にふさわしい、  
アジアや他都市にない  
「顔づくり」

#### 個性がいきるまち

地域の特性を活かし、  
市民や事業者と共働で  
まちづくりに取り組む  
「個性づくり」

#### 魅力を感じるまち

海と緑に抱かれた美しい  
景観を継承し、固有の自  
然と歴史を活かした  
「魅力づくり」